

## 第3編 風水害対策

### 第2部 風水害応急・復旧対策計画

- 第1章 応急対策の活動態勢
- 第2章 情報の収集及び伝達
- 第3章 救助・救急活動
- 第4章 応援協力・派遣要請
- 第5章 警備・交通規制
- 第6章 避難計画
- 第7章 物流・備蓄・輸送対策
- 第8章 医療救護・保健等対策
- 第9章 被災者の生活確保
- 第10章 ボランティア等との連携
- 第11章 ライフライン施設の応急・復旧対策
- 第12章 公共施設等の応急・復旧対策
- 第13章 応急教育及び応急保育
- 第14章 ごみ・し尿処理・災害廃棄物処理・障害物の除去
- 第15章 災害救助法の適用
- 第16章 激甚災害の指定



## 第1章 応急対策の活動態勢

### 第1節 水害即応態勢の活動態勢

#### 第1 水害即応態勢の設置

区内で、台風や集中豪雨等による局地的な災害が発生するおそれがあると危機管理室長が認めた場合、水害即応態勢を設置し、初動態勢を確立する。

#### 第2 水害即応態勢の構成

水害即応態勢は、企画政策部（広報課）、総務部（総務課・職員課・危機管理課・防災課）、区民部（区民課）、都市計画部（建築指導課）、土木部（管理課・道路課）及び施設管理部（施設管理課）をもって組織する。

#### 第3 水害即応態勢の役割

- 災害情報等の収集・伝達
- 台風、集中豪雨等の被害に対応する初動態勢の確立
- 対応部署の役割分担の確認・共有
- 臨時水害対策本部及び災害対策本部設置の検討

### 第2節 区の臨時水害対策本部の活動態勢

#### 第1 臨時水害対策本部の設置

豪雨、洪水、土砂災害等により、区若しくは周辺区に非常事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、初期における事態に迅速に対処するため、文京区臨時水害対策本部要領に基づき、文京区臨時水害対策本部（以下「臨時水対本部」という。）を設置する必要がある場合、危機管理室長は、企画政策部広報課長、総務部長、区民部長、土木部長及び施設管理部長と協議の上、臨時水対本部を設置する。

なお、危機管理室長は、上記関係部長等と協議する時間的余裕のない場合、臨時水対本部を設置することができ、その場合、設置後に関係部長等に報告するものとする。

また、台風、集中豪雨等による風水害の発生のおそれがある場合又は水害の発生があった場合は、企画政策部広報課長、総務部長、区民部長、土木部長及び施設管理部長は、臨時水対本部の設置を危機管理室長に要請することができる。

〈資料編 第1-9 文京区臨時水害対策本部要領 P28〉

#### 第2 臨時水対本部の設置の通知

臨時水対本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者のうち、必要と認めた者に本部を設置したことを通知する。

- 各部長
- 都知事（総務局総合防災部防災対策課）
- 防災関係機関の長又は代表者
- 指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

### 第3 臨時水对本部の掲示

臨時水对本部が設置された場合、文京シビックセンター内災害対策本部室に「文京区臨時水害対策本部」の掲示を行う。

### 第4 臨時水对本部の組織

臨時水对本部の組織は、以下の部及び課の管理職をもって構成する。

企画政策部(広報課)、総務部(総務課・職員課・危機管理課・防災課)、区民部(区民課)、福祉部(福祉政策課)、子ども家庭部(幼児保育課)、都市計画部(建築指導課)、土木部(管理課・道路課)、施設管理部(施設管理課)及び教育推進部(教育総務課)

### 第5 臨時水对本部の廃止

気象情報及び被害の状況等を勘案の上、危機管理室長が臨時水对本部の配備を不要と認めた場合又は文京区災害対策本部が設置された場合、臨時水对本部を廃止する。

## 第3節 区の災害対策本部の活動態勢

【第2編／第1部／第4章／第3節／第1 初動態勢(103ページ)】参照

## 第4節 水防活動

### 第1 水防活動の安全対策

区及び消防機関は、水防活動時における安全対策として、次の事項に留意して対応する。

水防活動時における安全対策
○水防活動時には、大雨、洪水、高潮等の気象情報を常に確認する。
○情報を確認するための通信手段を確保する。
○予報等が発表された場合でも、直ちに避難できる場所を常に考えながら、水防活動を行う。
○水防活動時には、ライフジャケット等を着用する。



### 第2 区の水防活動

#### 1 タイムラインの活用

区は、水害及び土砂災害の応急対策について、台風を想定したタイムライン(行動の手順)に基づき、都や防災関係機関と連携して実施する。

なお、タイムラインの活用にあたっては、台風の進路、規模、雨量等の状況に応じて応急対策活動を取捨選択するなど、臨機応変な対応を行う。

また、荒川外水氾濫については、荒川下流タイムライン(国土交通省荒川下流河川事務所)を運用し、水害被害の軽減に努めている。

#### 2 河川等の巡視

区は、水防管理者として区内の河川、堤防等を随時巡視し、水防上注意を要する箇所の現況把握に努め、その対策を確立する。

水防上注意を要する箇所以外に維持、修繕等の応急的な措置を必要とする箇所がある場合は、直ちに河川管理者に連絡をして、必要な措置を求める。

〈資料編 7-17 東京都水防計画に基づく水防上注意を要する箇所 P356〉

### 3 水防活動の要請

気象状況等により、神田川又は荒川が氾濫のおそれがある場合は、直ちに事態に即応した配備態勢をとり、水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。

また、必要に応じて、消防機関に出動要請を行い、直ちに建設局(水防本部)に報告する。

### 4 防水扉等の閉鎖

神田川が溢水のおそれがある場合は、橋梁に設置してある防水扉等を閉鎖する。その際、交通管理者及び新宿区へ連絡する。また、緊急時には、消防署へ協力要請するとともに、居住者等で協力体制が整った場合は、業務を任せることができる。

### 5 被害状況の伝達

避難情報を発表した場合、一般資産の浸水被害が発生した場合、土砂災害の発生が発生した場合は、第六建設事務所と情報を共有するとともに、東京都災害情報システム(DIS)に入力して、都総務局総合防災部に報告する。

また、区が管理している道路等の公共土木施設で被害が発生した場合、第六建設事務所及び都建設局道路管理部保全課に被害報告表をFAX等で報告する。

### 6 居住者に対する水防従事命令

水防のためやむを得ない必要があるときには、その区域内に居住する者又はその場にいる者を水防に従事させることができる。

### 7 関係機関への応援要請

水防のため必要がある場合、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

また、他の水防管理者又は消防機関の長に対しても、応援を求めることができる。

### 8 自衛隊の派遣要請

水防活動に対して自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、都知事(都総務局総合防災部)にその旨を依頼する。

【第2編／第1部／第4章／第3節／第3／2 応援要請等の実施(111ページ)】参照

## 第3 消防機関の水防活動

### 1 水防態勢

消防署長は、気象情報その他により水災の発生するおそれがある場合は、平常時の勤務体制において、水防態勢を発令して防災関係機関と密接な連絡を行い、情報を収集分析し、水防非常配備態勢の発令に備えるものとする。

## 2 水防非常配備態勢

東京消防庁の水防非常配備態勢の発令は、警防本部長の命による。ただし、局地的な集中豪雨による被害の発生が予想され、又は発生した場合は、第五消防方面本部長又は当該消防署長が方面、署ごとに水防第1非常配備態勢又は水防第2非常配備態勢を発令することができる。

態 勢	主 たる 処 置
水防第1非常配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防部隊の編成及び署隊運用</li> <li>2 救命ボートの運用準備</li> <li>3 水防資器材の点検整備</li> <li>4 防災関係機関との連絡及び情報の収集</li> <li>5 庁舎施設の防護</li> <li>6 河川水防施設の巡視による情報収集その他水災発生危険箇所の把握及び広報</li> </ol>
水防第2非常配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 方面本部及び署隊本部機能の強化</li> <li>2 水防部隊の編成及び署隊運用</li> <li>3 所要の水防資器材、水、食料、燃料等の準備</li> <li>4 関係機関等への職員派遣</li> <li>5 水防活動、被害状況等の把握</li> <li>6 当番の職員並びに勤務時間外職員のおおむね3分の1及び所要の消防団員の動員</li> </ol>
水防第3非常配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 方面隊本部及び署隊本部機能の強化</li> <li>2 水防部隊の増強及び署隊運用</li> <li>3 関係機関等への派遣連絡員の増強</li> <li>4 監視警戒の強化</li> <li>5 水防活動、被害状況等の把握</li> <li>6 当番の職員並びに勤務時間外職員のおおむね半数及び所要の消防団員の動員</li> </ol>
水防第4非常配備態勢	<p>前各号に掲げる事項を強化するほか、次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 長期の水防活動を行うために必要な交替制の確立</li> <li>2 全水防部隊の編成</li> <li>3 応援態勢又は応援受入態勢の確立</li> <li>4 全職員及び全消防団員の動員</li> </ol>

## 3 活動内容

消防機関の長は、水防管理者から出動要請を受けた場合又は自ら水防作業の必要を知った場合は、直ちに出動して水防作業を行う。水防作業時における工法は、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して実施する。

河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所がある場合は、直ちにその管理者に連絡し、必要な措置を求める。

水防上緊急の必要がある場所においては、水防法第21条に基づき、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対し、その区域への立入りを禁止

第1章 応急  
 第2章 情報の  
 第3章 救助・  
 第4章 応援要  
 第5章 警備・  
 第6章 避難計画  
 第7章 物流・  
 第8章 医療救護  
 第9章 被災者の  
 確保

し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、水防法第24条の規定により、その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。

## 第4 決壊時の措置

### 1 決壊の通報及びその後の措置

区、警察又は消防機関の長は、堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換するなど連絡を密にする。

決壊後の場合においても、水防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

### 2 立ち退き

#### (1) 立ち退きの指示

区長又は都知事は、洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められた場合、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、水防信号その他の方法により立ち退き又はその準備を指示する。

この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知する。

#### (2) 避難誘導等

警察は、区と協力して、立ち退き又はその準備を指示された区域の居住者を救出又は避難誘導する。

また、区は、警察署長及び消防署長と協議の上、あらかじめ立退先及び経路等について、必要な措置を講じる。

## 第5 排水作業

区は、大規模な洪水等により広範囲な浸水が発生した場合、都が作成した排水計画に基づいて、都と連携し、速やかに排水作業を実施する。

また、区内の浸水状況等を確認して、排水計画の範囲外の区域で排水作業が必要な場合、移動式排水ポンプ車の出動を第六建設事務所に要請する。

## 第6 公用負担

区、消防機関の長又は水防管理者から委任を受けた者は、水防のため緊急の必要がある場合は、水防の現場で必要に応じて、次の権限を行使する。

なお、区は、これらにより損害を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

### 権限行使が可能な事項

- 必要な土地の一時利用
- 土石、竹木その他の資材の使用又は収用

- 車両その他の運搬用機器又は器具の使用
- 排水用機器の使用
- 工作物その他の障害物の処分（委任を受けた者は、権限を行使できない）

## 第7 費用負担

区は、その管理区域の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担する。

その額及び負担方法は、応援を求めた水防管理団体と、求められた水防管理団体が協議して決める。

また、区域外の区市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は両者が協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあっせんを申請することができる。

## 第8 水防活動等に関する報告

### 1 巡視点検の報告

区は、水防巡視点検表を作成し、要請があった場合、第六建設事務所へ提出する。

### 2 水防活動終了後の報告

区は、水防活動終了後3日以内に水防活動報告書（速報版）を作成し、第六建設事務所へ提出する。

また、年に4回、水防活動実施報告書を第六建設事務所へ提出する。

## 第5節 防災会議の招集

【第2編／第1部／第4章／第3節／第1／6 防災会議の招集（108ページ）】参照



## 第2章 情報の収集及び伝達

### 第1節 通信連絡体制

#### 第1 区と防災関係機関等との通信連絡体制

【第2編／第1部／第5章／第3節／第1 情報通信連絡体制（122ページ）】参照

##### 1 東京都災害情報システム（DIS）の活用

区は、平常時において、都が気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を東京都災害情報システム（DIS）端末機により情報を得ている。また、気象警報発令時等に、気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的に東京都災害情報システム（DIS）で受信している。

災害時には、区の被害・措置等に関する情報を入力するとともに、他区の状況等の情報の共有化を図る。

### 第2節 予報、警報等の伝達

#### 第1 情報収集・伝達体制

##### 1 区

##### (1) 気象情報等の早期収集

区は、水害又は土砂災害の発生するおそれがある場合、水防災監視システム、気象庁、民間気象会社等の情報を活用し、以下の情報収集を行う。

また、荒川の氾濫については、国土交通省荒川下流河川事務所や気象庁からの気象情報や水位情報を収集するとともに、ホットライン等により、状況の把握に努める。

- 気象・雨量・神田川水位情報・荒川水位情報
- 環状七号線地下調節池に関する情報（第三建設事務所）
- 都内の水門操作状況（都建設局経由）
- 大雨警報（浸水害、土砂災害）、洪水警報
- 大雨特別警報
- 土砂災害警戒情報
- 記録的短時間大雨情報
- 神田川氾濫危険情報
- 荒川氾濫発生情報
- 現地確認情報
- 近隣区等における災害発生情報

〈資料編 第7-18 気象庁が行う警報・注意報発表基準一覧表 P357〉

〈資料編 第7-19 気象情報伝達系統図 P358〉

##### (2) 区民、警察、消防等からの情報収集

区は、急傾斜地（崖・擁壁）等について、区民、警察、消防等から前兆現象や災害

発生等の情報を収集し、急傾斜地（崖・擁壁）等の崩壊等による被害が発生する危険があるときは、防災関係機関等に連絡するとともに、防災行政無線や広報車等を使用して区民に注意の伝達をする。

**（3）神田川流域内の区市との情報共有**

区は、集中豪雨の際に避難指示等を遅延なく発令するため、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から神田川流域内の区市と連携し、避難指示の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況などの必要な情報の共有化を図る。

**（4）職員の巡回による情報収集**

区は、神田川の護岸、土砂災害警戒区域等の状況等を把握するため、職員を現地に派遣し、情報を収集する。

**（5）都総務局及び気象庁への通報**

区は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、その発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けた場合又は自ら知った場合は、直ちに都総務局及び気象庁に通報する。

**（6）通報の周知**

区は、都又は関係機関から災害原因に関する重要な情報に関する通報を受けた場合又は自ら知った場合は、直ちに区内の公共的団体その他重要な施設の管理者、区民防災組織、区民等に周知する。

**（7）警報、注意報等の周知**

都又はNTT東日本から、特別警報、警報及び重要な注意報の通報を受けた場合、又は自らその発表を知った場合は、直ちに区内の公共的団体その他重要な施設の管理者、区民防災組織等に伝達するとともに、警察署、消防署、都等の協力を得て、区民等に周知する。

**（8）情報伝達手段の活用**

区民等に、気象・雨量情報、大雨情報、神田川氾濫危険情報、高潮氾濫発生情報、荒川氾濫危険情報、荒川氾濫発生情報、土砂災害警戒情報等の災害に関する情報、避難指示や避難所の開設状況等の避難に関する情報を提供するため、様々な情報伝達手段を組み合わせ活用する。

伝達する情報	伝達手段
気象・雨量情報、大雨警報 等	ホームページ 防災ポータル 防災アプリ SNS 「文の京」安心・防災メール

第1章 応急  
第2章 情報の収集及び伝達  
第3章 救急活動・救助・派遣要請  
第4章 応援協力  
第5章 交通規制  
第6章 避難計画  
第7章 物流・輸送対策  
第8章 保健等医療救護  
第9章 被災者の確保

伝達する情報	伝達手段
	CATV
[警戒レベル3]高齢者等避難	ホームページ 防災ポータル 防災アプリ SNS 「文の京」安心・防災メール Lアラート（公共情報コモンズ） CATV 防災情報一斉通知アプリ 緊急速報メール（エリアメール） Yahoo!防災速報 庁有車
[警戒レベル4]避難指示 (神田川氾濫危険情報、土砂災害警戒情報等を含む。)	ホームページ 防災ポータル 防災アプリ SNS 「文の京」安心・防災メール Lアラート（公共情報コモンズ） CATV 防災情報一斉通知アプリ 防災行政無線 緊急速報メール（エリアメール） Yahoo!防災速報 直接的な声掛け（防災関係機関等） 庁有車
[警戒レベル5]緊急安全確保 (高潮氾濫発生情報を含む。)	ホームページ 防災ポータル 防災アプリ SNS 「文の京」安心・防災メール Lアラート（公共情報コモンズ） CATV 防災情報一斉通知アプリ 防災行政無線 緊急速報メール（エリアメール） Yahoo!防災速報

## 2 警察署

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者から通報を受けたときは、その旨を速やかに関係区長に通知する。

## 3 消防署

都総務局、気象庁その他関係機関から通報を受けたとき又は自らその発表を知った

ときは、区民に周知する。

#### 4 NTT 東日本

気象庁からNTT東日本に通知された特別警報及び警報を、区に通報する。

### 第2 洪水予報

#### 1 荒川洪水予報

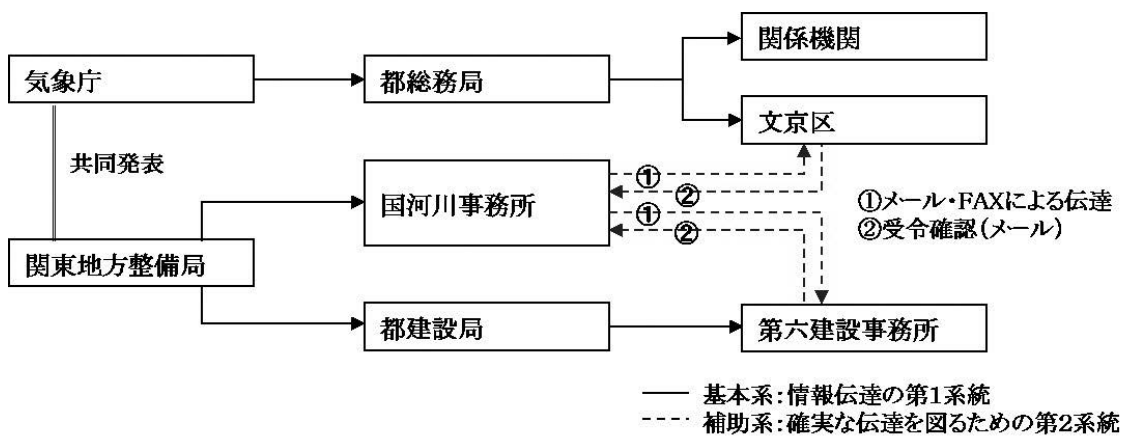
##### (1) 発表基準水位

基準：A.P.

基準地点	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画 高水位
熊谷	3.00m	3.50m	5.00m	5.50m	7.507m
治水橋	7.00m	7.50m	12.20m	12.70m	14.599m
岩淵水門（上）	3.00m	4.10m	6.50m	7.70m	8.57m

※「A.P.」とは、東京湾霊岸島の量水標の目盛において、基準面零位を基準とする基本水準面（Arakawa Peil の略）

##### (2) 伝達系統



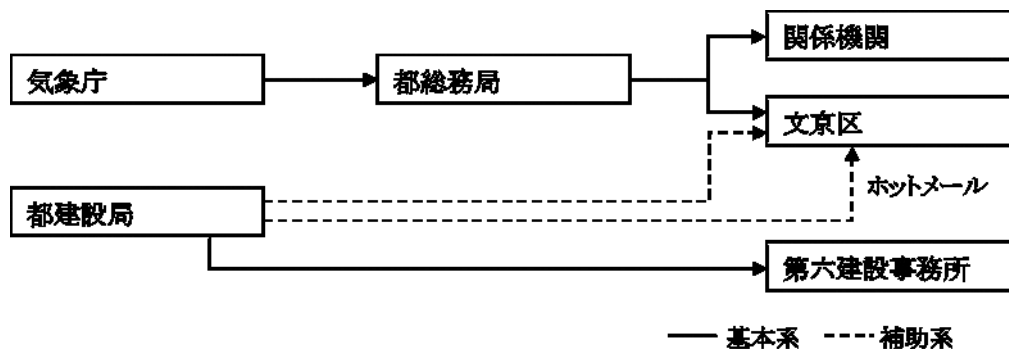
#### 2 神田川洪水予報

##### (1) 発表基準水位

基準：A.P.

基準地点	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位	氾濫 発生水位
番屋橋	—	—	34.10 m	34.93 m
和田見橋	—	—	29.72 m	30.59 m
南小滝橋	—	—	17.96 m	20.10 m
飯田橋	—	—	3.67 m	5.27 m

(2) 伝達系統



第3 水位周知海岸（高潮特別警戒水位）

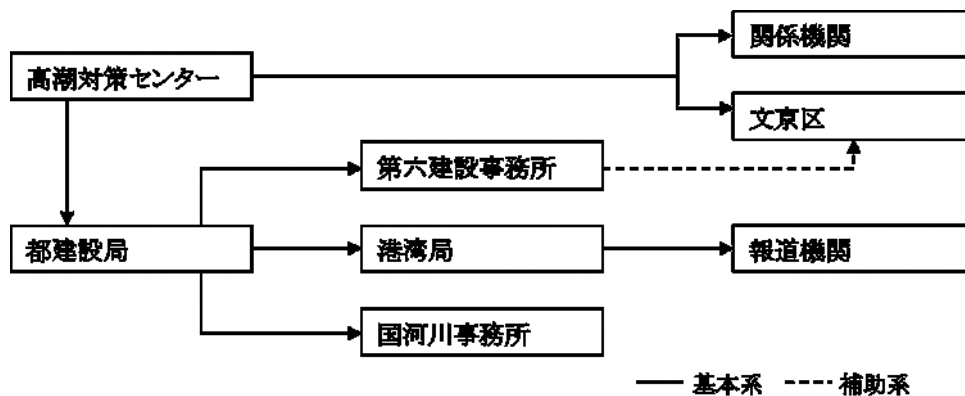
1 発表基準水位

基準：A.P.

基準水位観測所	区間名	高潮特別警戒水位
辰巳水門	4.3m 区間	4.3m
	3.9m 区間	3.9m
	3.6m 区間	3.6m

※文京区は、4.3m 区間に含まれる。

2 伝達系統



第4 水門等の操作情報

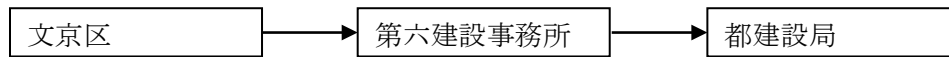
1 区が操作担当とされている水門等

施設名	種類	所在地
隆慶橋	差蓋	文京区後楽二丁目3番から6番地先まで(左岸)
中之橋	陸閘	文京区水道一丁目3番地先(左岸)
小桜橋	陸閘	文京区水道一丁目4番から水道二丁目1番地先まで(左岸)
西江戸川橋	陸閘	文京区水道二丁目1番から4番地先まで(左岸)
石切橋	陸閘	文京区水道二丁目5番、6番地先(左岸)
古川橋	差蓋	文京区水道二丁目6番、7番地先(左岸)
	陸閘	文京区関口一丁目17番、18番地先(右岸)

第1章 応急  
第2章 情報の収集及び伝達  
第3章 救助・救急  
第4章 避難計画  
第5章 警戒・警備  
第6章 避難計画  
第7章 物流対策  
第8章 医療救護  
第9章 被災者の確保

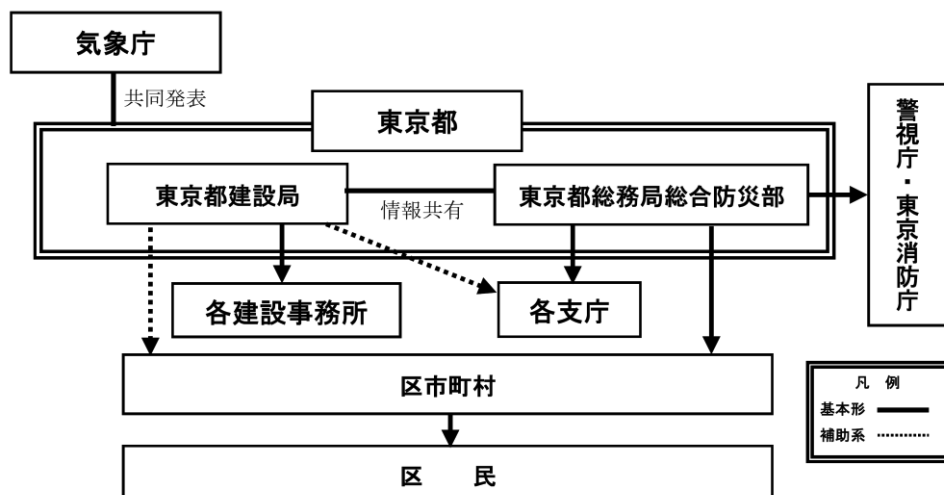
施設名	種類	所在地
掃部橋	差蓋	文京区水道二丁目7番、8番地先（左岸） 文京区関口一丁目18番、19番地先（右岸）
華水橋	差蓋	文京区水道二丁目8番、9番地先（左岸） 文京区関口一丁目21番地先（右岸）

## 2 伝達系統



## 第5 土砂災害警戒情報

区は、土砂災害警戒情報が発表されたら、情報の内容を把握するとともに、状況の的確な把握に努め、警戒態勢の構築や住民に対する避難情報の円滑な発令を行う。



## 第6 竜巻注意情報が発表された場合の対応周知

区は、竜巻注意情報が発表された場合、災害時の危機管理体制を確認するとともに、気象庁等とも連携の上、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応について、区民等に周知する。

## 第3節 要配慮者利用施設に対する洪水予報等の伝達

区は、区ホームページ、SNS、防災行政無線、「文の京」安心・防災メール、緊急速報メール（エリアメール）、Lアラート、CATV、「Yahoo!防災速報」等を活用して、避難情報等の伝達を行う。

## 第4節 被害状況等の報告

【第2編／第1部／第5章／第3節／第1／3 被害状況等の報告（123ページ）】参照

第1章 応急  
第2章 情報の収集及び伝達  
第3章 救助・救急  
第4章 派遣要請  
第5章 警備・規制  
第6章 避難計画  
第7章 物流・輸送対策  
第8章 医療救護  
第9章 被災者の確保

## 第5節 広報活動

### 第1 区の広報活動

区は、区内で災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、警察署、消防署等と連携して、必要な広報活動を実施する。

【第2編／第1部／第5章／第3節／第2／1 区の広報活動（124ページ）】参照

### 第2 防災関係機関の広報活動

#### 1 都水道局

災害に関する情報を収集し、災害において断水事故が発生した場合、住民の不安と混乱を防ぐため、広報車等を巡回させるとともに、都、区、警察署、消防署、報道機関等の防災関係機関との協力を得て、断水地域の区民に対し、被害、復旧、応急給水等について適時適正に広報する。

#### 2 都下水道局

災害に関する情報を収集し、下水道施設の被害及び復旧の状況並びに下水道使用自粛等の協力要請を広報する。

#### 3 警察署

災害に関する情報を収集し、防災関係機関と協力して、気象、水象の状況、水防活動状況及び今後の見通し、被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動、感電、転落、溺水等による事故の防止及び防疫に関する注意の喚起等に重点をおいて、適時活発な広報活動を実施する。

#### 4 消防署

災害に関する情報を収集し、防災関係機関と協力して、気象及び水位の状況、水災及び土砂災害に関する情報、被災者の安否情報、水防活動状況等に重点を置き、適時的確な広報活動を実施する。

#### 5 NTT 東日本

災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。

ホームページ、支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。

災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機からの輻輳トキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、区との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

#### 6 東京電力

テレビ、ラジオ（ラジオ・ライフラインネットワーク）、新聞等の報道機関及びホームページ、SNS等、区の防災行政無線、広報車等による直接当該地域への巡回により、電気による二次災害等を防止するための方法、避難時の電気安全に関する心構えについての情報、電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報を広報する。

## 7 東京ガスグループ

災害に関する情報を収集し、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況及び供給停止地区の復旧の見通しを広報する。

## 8 首都高速道路

災害に関する情報を収集し、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等を広報する。

## 第6節 広聴体制

【第2編／第1部／第5章／第3節／第3 広聴体制（128ページ）】参照



## 第3章 救助・救急活動

【第2編／第1部／第4章／第3節／第2 消火・救助・救急活動（108ページ）】参照

---

第3編 風水害対策／第2部 風水害応急・復旧対策計画  
第4章 応援協力・派遣要請

## 第4章 応援協力・派遣要請

【第2編／第1部／第4章／第3節／第3 応援協力・派遣要請（111ページ）】参照

---

第1章 応急  
対策の活動態勢

第2章 情報の  
収集及び伝達

第3章 救助・  
救急活動

第4章 応援協力・  
派遣要請

第5章 警備・  
交通管制

第6章 避難計画

第7章 物流・  
輸送対策

第8章 医療救護・  
保健等対策

第9章 被災者の  
生活確保

## 第5章 警備・交通規制

### 第1節 警備

#### 第1 警備態勢

警察署は、関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、各級警備本部を設置するなど早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。

#### 第2 警備活動

警察署は、災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。

警備活動
○河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒
○災害地における災害関係の情報収集
○警戒区域の設定
○被災者の救出・救護
○避難者の誘導
○危険物の保安
○交通秩序の確保
○犯罪の予防及び取締り
○行方不明者の調査
○死体の調査等及び検視



#### 第3 その他

##### 1 警戒区域の設定

災害現場において、区長若しくはその職権を行う区職員が現場にいない場合又はこれらの者から要求があった場合は、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を区長に通知する。

##### 2 区に対する協力

区長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り、警備部隊を応援出動させる。

なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは、積極的に災害応急活動を実施する。

区の災害応急対策従事車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。

## 第2節 交通規制

### 第1 交通規制

警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等の適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

### 第2 車両検問

警察署は、主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。

### 第3 その他

警察署は、交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強並びに排水等については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

第1章 応急  
対策の活動態勢

第2章 情報の  
収集及び伝達

第3章 救助・  
活

第4章 派遣要請・  
協力の

第5章 警備・  
交通規制

第6章 避難計画

第7章 物流・  
輸送対策

第8章 医療救護・  
保健等対策

第9章 被災者の  
生活確保

## 第6章 避難計画

### 第1節 避難指示等の発令

水害時及び土砂災害時における避難行動は、立退き避難（避難所や安全な場所へ避難する行動）を基本として、「屋内安全確保」（※1）、適切なタイミングで避難をしなかった場合等に行う「緊急安全確保」（※2）を避難行動とする。

※1 安全な上階への移動や安全な上層階にとどまる等

※2 避難のための立退きを行うことにより、かえって危険が及ぶおそれがある場合に、時点である場所よりも相対的に安全である場所へ緊急に退避する等

#### 第1 高齢者等避難の発令

##### 1 区

区は、避難指示を発令することが予想される場合又は要配慮者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階の場合、必要に応じて、文京区水害・土砂災害対策実施要領に基づき、高齢者等避難を発令する。

##### 2 警察署

区と協力の下、高齢者等に対して、早期に避難所や知人宅等への安全な場所への避難の指示及び指導を行う。

#### 第2 避難指示の発令

##### 1 区

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階の場合、警察署長及び消防署長と連絡の上、文京区水害・土砂災害対策実施要領に基づき、避難指示を発令する。この場合、区は、直ちに都本部に報告するものとする。

区民の生命・身体を保護するために、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は撤去を命ずる。

##### 2 警察署

現地において、著しい危険が切迫しており、区長が避難指示を発令することができないと認める場合又は区長から要求があった場合は、警察官が直接住民等に避難の指示をする。この場合、警察官は直ちに避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を区長に通知する。

避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させる。

危険が切迫し、特に急を要すると認める場合は、警察官の判断により、警察官職務執行法に基づく措置を採る。

##### 3 消防署

災害の進展等により、区民を避難させる必要がある場合は、区へ通報する。

また、人命危険が著しく切迫し、通報する時間的余裕のない場合は、避難の指示等

を行い、その後、区へ通報する。

### 第3 避難誘導

#### 1 区

避難者の誘導に協力するほか、避難所へ職員の派遣等を行い、施設管理者と連絡を密にし、避難者の受入等に支障を来さないようにする。

学校（園）は、災害の状況に応じ、学校（園）長以下各担任教師を中心として、園児、児童、生徒等を安全に避難誘導する。

保育園、児童館、育成室等は、建物に損傷のおそれがあるなど、災害の状況に応じて、園長以下各担任保育士等を中心として、園児等を安全に避難誘導する。

#### 2 警察署

高齢者等避難又は避難指示が出された場合には、区及び消防署等と協力して、区民等を避難誘導する。

なお、高齢者、障害者等の避難行動要支援者及び病人は、優先して避難させる。

誘導する場合は、危険箇所に標示、なわ張り等をするほか、道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報等を行い、事故防止に努め、浸水地においては、必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を活用する。

また、夜間の場合は、照明器具を活用するなど、安全に配慮する。

風水害等の規模や態様により、できる限り部隊を配置し、区民防災組織や事業所等のリーダーと連携を図り、必要な避難措置を講じる。

高齢者等避難、避難指示に従わない者については、説得に努め、避難するよう指導する。

#### 3 消防署

高齢者等避難、避難指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、道路・橋梁等の状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況等を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。

また、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難指示等を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置を採る。

## 第2節 避難指示等の伝達

区は、文京区水害・土砂災害対策実施要領に基づき、気象・雨量情報、大雨情報、神田川氾濫危険情報、高潮氾濫発生情報、荒川氾濫危険情報、荒川氾濫発生情報、土砂災害警戒情報等の災害に関する情報、高齢者等避難・避難指示、避難所及び垂直避難場所の開設状況、避難指示等の解除等の避難に関する情報を区民等に伝達する。

## 第3節 居住者等がとるべき行動

区は、区が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等により、立ち退き避難又は屋内

安全確保の行動を区内居住者等に求める。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル1】 早期注意情報	○防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報	○ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定避難所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	○高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ○高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	○危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	○避難所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保をする。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

## 第4節 要配慮者の支援

### 第1 地下街等又は要配慮者利用施設の避難支援

区は、浸水想定区域・高潮浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に含まれる要配慮者利用施設、地下街及び地下施設を確認し、高齢者等避難、避難指示を発令した場合は、電話等により、高齢者等避難、避難指示の内容や避難所の情報等を施設に伝達する。

〈資料編 第3-13 浸水想定区域内の要配慮者利用施設 P100〉

〈資料編 第3-14 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 P103〉

〈資料編 第3-15 浸水想定区域内の地下街等 P104〉

### 第2 在宅の要配慮者への避難支援

区は、高齢者等避難又は避難指示の発令対象地域のうち、自力で避難することが困難な在宅の要配慮者について、民生委員・児童委員や福祉サービス提供事業者等、防災関係機関等と連携を図り、高齢者等避難又は避難指示の内容を伝達し、安全かつ迅速に避難できるよう支援を行う。

## 第5節 区有施設利用者への避難支援

区は、避難指示等を発令した場合、施設利用時間中に利用する者がいる施設に対して、各施設所管課から電話等により、避難指示等の内容や避難所の情報等を施設に伝達する。

## 第6節 避難所の開設・運営等

### 第1 新興感染症等の流行時の対応

区は、新興感染症等の流行により、感染拡大の防止等を行う必要がある場合は、文京区避難所運営ガイドライン（新型コロナウイルス感染症対策編）を参照し、避難所の開設及び運営を実施する。

なお、新興感染症等の感染拡大防止の具体的な対応については、最新の情報を確認し、適切に対応していくものとする。

### 第2 避難所の開設

避難所の開設の決定は、臨時水対本部等が行う。避難所の開設は、臨時水対本部等の管理及び責任の下、区職員が行う。

開設時期等	避難所開設及び運営の主体
勤務時間内の場合	災害対策本部における当該避難所開設運営班職員 ※目白台交流館については、関口台町小学校避難所開設運営班職員とする。
勤務時間外の場合	防災職員住宅被貸与者で、避難所開設運営班の指定職員 ※担当避難所は、別に指定する。
避難所の運営時間が勤務時間内から勤務時間外に及ぶ場合	17時15分に防災職員住宅被貸与者による運営に切り替える。
避難所の開設時間が24時間以上にわたること が想定される場合	防災職員住宅貸与者に加え、臨時災害対策本部及び災害対策本部の避難所開設運営班との交代制とし、勤務時間は、開設時間によってローテーションを組む。

避難所の開設が決定した場合、臨時水対本部等は、施設管理者等（副校長等）に連絡し、避難者の受入体制等について確認を行う。

避難所の開設は、原則として、高齢者等避難（警戒レベル3）の発令までには終える。

あらかじめ定められた区職員は、速やかに避難所を開設し、被災者の受入体制を整える。

避難所を開設した場合は、開設の状況（日時、場所、避難者数、開設予定期間等）を警察署、消防署等の防災関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）により、都へ報告する。

参集した区職員から避難所状況報告を受けた臨時水対本部等は、報告被災者数や被災地域等の被災状況、避難収容対象施設の収容力・設備等を総合的に判断し、避難所の追加が必要であれば、垂直避難場所等を開設する。

〈資料編 第6-8 風水害時に開設する避難所一覧表 P333〉

### 第3 避難所の指定基準

#### 1 避難所の指定基準

(1) 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、公共施設等）を利用する。

(2) 避難所の収容基準は、避難所が過密にならないよう努める。  
なお、居室面積の参考としては、おおむね 3.3 m<sup>2</sup>あたり 2 人を目安とする。

#### 2 避難所ごとの割当

避難指示等の発令対象地域ごとに避難所の割当は行わない。

### 第4 収容対象者

避難所には、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容する。また、乳幼児・高齢者・障害者等を優先して収容する。

### 第5 避難所の運営

避難所の運営は、区職員を中心に運営し、可能な範囲で学校長・学校教職員（目白台交流館においては、指定管理者職員）の協力を得る。

区職員は、避難所運営が混乱なく円滑に行われるよう、文京区避難所運営ガイドラインに基づき、避難所の運営を行う。

### 第6 避難所の閉鎖

避難所の運営で使用した毛布、備蓄物資等は、区職員で片付けを行い、可能な範囲で学校長・学校教職員（目白台交流館においては、指定管理者職員）等の確認を得る。

## 第7節 垂直避難場所の開設・運営等

### 第1 区主体の施設

#### 1 垂直避難場所の開設

区は、以下のいずれか1つに該当する場合に、垂直避難場所を開設する。

○都と気象庁から「神田川氾濫危険情報」が発表された場合

○神田川の水位計（5か所）のいずれか1つの水位が警戒水位（区）又は氾濫危険水位（都）を超えた状態で、気象情報、降水短時間予報等で、神田川上流に多量の降雨が予想される場合

○神田川の水位計（5か所）のいずれか1つの水位が警戒水位（区）又は氾濫危険水位（都）を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過し、多量の降雨が予想される場合

垂直避難場所の開設及び閉鎖の決定は、浸水状況や気象情報等を考慮し、原則として、臨時水対本部等が行う。

垂直避難場所の開設、運営及び閉鎖は、区が主体となって運営する垂直避難場所に



においては、臨時水対本部等の管理及び責任の下、区職員が行う。

開設時期等	避難所開設及び運営の主体
勤務時間内の場合	災害対策本部における避難所運営部応援職員
勤務時間外の場合	防災職員住宅被貸与者で、本部班の職員 ※ 垂直避難場所に派遣する人数及び職員は、台風や雨等の状況を踏まえ、決定する。
垂直避難場所の運営時間が勤務時間内から勤務時間外に及ぶ場合	17時15分に防災職員住宅被貸与者の本部班の職員による運営に切り替える。
垂直避難場所の開設時間が24時間以上にわたることが想定される場合	防災職員住宅貸与者の本部班の職員に加え、当該垂直避難場所近隣の避難所における臨時災害対策本部の避難所開設班又は災害対策本部の避難所運営部応援職員との交代制とし、勤務時間は、開設時間によってローテーションを組む。

〈資料編 第6-9 垂直避難場所一覧表 P334〉

## 2 施設管理者等への連絡

区は、垂直避難場所の開設が決定した場合、施設管理者等に連絡し、避難者の受入体制等について確認を行う。

## 3 垂直避難場所の運営

垂直避難場所の運営は、近隣の避難所と避難情報や気象情報等を適宜情報共有しながら、区職員を中心に行い、可能な範囲で施設職員等の協力を得る。

避難者数に応じた避難スペースを設営し、必要な備蓄物資を供出する。

## 4 垂直避難場所の閉鎖

垂直避難場所の運営で使用した備蓄物資等は、区職員で片付けを行い、施設管理者等の確認を得る。

## 第2 協定締結先事業者主体の施設

### 1 垂直避難場所の開設

区は、垂直避難場所の開設が決定した場合、事業者等に連絡し、避難者の受入体制等について確認を行う。

### 2 垂直避難場所の運営

事業者等は、臨時水対本部等と情報を共有しながら、垂直避難場所を運営する。  
人数等に不足が生じた場合は、臨時水対本部等と協議の上、必要に応じて、職員の派遣を受ける。

### 3 垂直避難場所の閉鎖

事業者等は、垂直避難場所の運営で使用した備蓄物資等の片付けを行う。

## 第8節 福祉避難所の開設及び運営管理

【第2編／第1部／第8章／第3節／第4 福祉避難所の開設及び運営管理（177ページ）】参照

## 第9節 妊産婦・乳児救護所の開設及び運営管理

【第2編／第1部／第8章／第3節／第5 妊産婦・乳児救護所の開設及び運営管理（178ページ）】参照

## 第10節 動物愛護

【第2編／第1部／第8章／第3節／第7 動物愛護（180ページ）】参照

## 第7章 物流・備蓄・輸送対策

### 第1節 食料・生活必需品等の供給

【第2編／第1部／第9章／第3節／第1 食料、生活必需品等の供給（186ページ）】  
参照

### 第2節 飲料水等の供給

【第2編／第1部／第9章／第3節／第2 飲料水等の供給（187ページ）】参照

### 第3節 地域内輸送拠点の開設及び運営

【第2編／第1部／第9章／第3節／第3 地域内輸送拠点の開設及び運営（188ページ）】参照

### 第4節 物資の調達要請

【第2編／第1部／第9章／第3節／第4 物資の調達要請（189ページ）】参照

### 第5節 物資の輸送

【第2編／第1部／第9章／第3節／第6 物資の輸送（190ページ）】参照

## 第8章 医療救護・保健等対策

### 第1節 初動医療体制

【第2編／第1部／第6章／第3節／第1 初動医療体制（132ページ）】参照

### 第2節 保健衛生体制

【第2編／第1部／第6章／第3節／第1／5 保健衛生体制（134ページ）】参照

### 第3節 医薬品・医療資器材の供給

【第2編／第1部／第6章／第3節／第2 医薬品・医療資器材の供給（136ページ）】参照

### 第4節 医療施設の確保

【第2編／第1部／第6章／第3節／第3 医療施設の確保（137ページ）】参照

### 第5節 遺体の取扱い

【第2編／第1部／第6章／第3節／第4 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等（137ページ）】参照

### 第6節 防疫体制

【第2編／第1部／第6章／第4節／第1 防疫体制の確立（140ページ）】参照

## 第9章 被災者の生活確保

### 第1節 被災宅地危険度判定

【第2編／第1部／第10章／第3節／第2 被災宅地危険度判定（196ページ）】参照

### 第2節 り災証明書の交付準備

【第2編／第1部／第10章／第3節／第3 り災証明書の交付準備（197ページ）】参照

### 第3節 住家被害認定調査の実施

【第2編／第1部／第10章／第4節／第1 住家被害認定調査の実施（203ページ）】参照

### 第4節 り災証明書の交付

【第2編／第1部／第10章／第4節／第2 り災証明書の交付（203ページ）】参照

### 第5節 被災住宅の応急修理

【第2編／第1部／第10章／第4節／第3 被災住宅の応急修理（204ページ）】参照

### 第6節 応急仮設住宅の供給等

【第2編／第1部／第10章／第4節／第4 応急仮設住宅の供給等（205ページ）】参照

### 第7節 義援金の募集、受付及び配分

【第2編／第1部／第10章／第4節／第6 義援金の募集、受付及び配分（206ページ）】参照

### 第8節 被災者の生活再建資金援助等

【第2編／第1部／第10章／第4節／第7 被災者の生活再建資金援助等（207ページ）】参照

### 第9節 租税等の徴収猶予及び減免等

【第2編／第1部／第10章／第4節／第9 租税等の徴収猶予及び減免等（208ページ）】参照

### 第10節 その他の生活確保

【第2編／第1部／第10章／第4節／第11 その他の生活確保（211ページ）】参照

## 第10章 ボランティア等との連携

### 第1節 ボランティアとの連携

【第2編／第1部／第1章／第3節／第6 ボランティアとの連携（48ページ）】参照

### 第2節 労働力の確保

【第2編／第1部／第10章／第4節／第8 労働力の確保（208ページ）】参照

## 第3編 風水害対策／第2部 風水害応急・復旧対策計画 第11章 ライフライン施設の応急・復旧対策

### 第11章 ライフライン施設の応急・復旧対策

#### 第1節 水道

【第2編／第1部／第3章／第3節／第3 水道（87ページ）】参照

【第2編／第1部／第3章／第4節／第3 水道（92ページ）】参照

#### 第2節 下水道

【第2編／第1部／第3章／第3節／第4 下水道（87ページ）】参照

【第2編／第1部／第3章／第4節／第4 下水道（93ページ）】参照

#### 第3節 電気施設

【第2編／第1部／第3章／第3節／第5／1 電気施設（東京電力）（88ページ）】参照

【第2編／第1部／第3章／第4節／第5／1 電気施設（東京電力）（93ページ）】参照

#### 第4節 ガス施設

##### 第1 東京ガスグループ

###### 1 活動態勢

東京ガスは、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

## 2 応急対策

### (1) 災害時の初動措置

- 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報収集
- 事業所設備等の点検
- その他状況に応じた措置

### (2) 応急措置

- 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所は、連携を保ちつつ施設の応急措置に当たる。
- 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- その他現場の状況により適切な措置を行う。

### (3) 資機材等の調達

- 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。
- 取引先やメーカー等からの調達
  - 各支部間の流用
  - 他ガス事業者からの融通

### (4) 車両の確保

本社地区に、緊急車及び工作車を配備しており、常時稼動可能な態勢にある。

## 3 復旧対策

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

社会的優先度の高い病院などには、「移動式ガス発生設備」を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。

## 第5節 通信施設

【第2編／第1部／第3章／第3節／第5／3 通信施設 (NTT 東日本) (90 ページ)】  
参照

【第2編／第1部／第3章／第4節／第5／3 通信施設 (NTT 東日本) (94 ページ)】  
参照

## 第12章 公共施設等の応急・復旧対策

### 第1節 区有施設

【第2編／第1部／第2章／第3節／第1／2 社会公共施設等の応急対策（65ページ）】  
参照

### 第2節 鉄道施設

#### 第1 浸水時等の対応

##### 1 都営地下鉄

集中豪雨や強風等に対しては、必要に応じて、運転規制を行い、地下鉄駅出入口は、止水板等により浸水を防止する。

通風口は浸水防止機、土のう等で閉鎖し、車両は浸水のおそれのない場所に退避させる。

##### 2 東京地下鉄

駅出入口からの浸水は、止水板の設置及び止水扉を閉鎖して防止する。また、配備してある土のうを使用して防止する。

換気口からの浸水は、駅からの遠隔操作で換気口に設置している浸水防止機を閉鎖して浸水を防止する。

トンネル内に進入した大量の水は、ポンプ室に設置している3台の排水ポンプにより排水する。

旅客の安全のため、駅構内放送、車内放送及び駅係員による避難誘導を行うとともに、事故の状況、復旧見込み、振替及び代替輸送の案内を徹底する。

利用者に必要な列車運行に関する情報をホームページに掲載するとともに、適宜報道機関に発表する。

### 第3節 道路・橋梁

#### 第1 区

災害が発生した場合、区道の交通規制等の措置又は回道路の選定など、通行者の安全対策を講じ、パトロール等による広報を行う。

また、被災した道路・橋梁について、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

#### 第2 警察署

発災時における、被災状況に応じた交通規制等の措置など、通行者の安全対策を実施する。また、パトロール等を兼ねた広報を実施する。

#### 第3 首都高速道路

【第2編／第1部／第3章／第3節／第1／3 その他応急措置（85ページ）】参照

【第2編／第1部／第3章／第4節／第1／1 道路の障害物除去及び応急復旧（92ページ）】参照



ージ)】参照

#### 第4節 河川施設、社会公共施設等

【第2編／第1部／第2章／第3節／第1 河川施設、社会公共施設等の応急対策(65ページ)】参照

【第2編／第1部／第2章／第4節／第1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復(73ページ)】参照

#### 第5節 土砂災害の危険性が高い箇所の対策

【第2編／第1部／第2章／第3節／第1／4 土砂災害に関する応急対策(66ページ)】参照

【第2編／第1部／第2章／第4節／第1／3 二次的な土砂災害防止対策(73ページ)】参照

第10章  
ポラン  
ティア等との連携

第11章  
ライン  
施設  
復旧  
対策

第12章  
公  
共  
施設等  
の  
応  
急  
・  
復  
旧  
対  
策

第13章  
応急  
教育  
及び  
応急  
保  
育

第14章  
ごみ・  
し尿  
処理・  
災害  
廃棄  
物の  
除  
去

第15章  
災  
害  
の  
適  
用  
法  
の  
救  
助

第16章  
指  
定  
の  
甚  
激  
害  
の  
災  
害

## 第13章 応急教育及び応急保育

### 第1節 応急教育及び応急保育

【第2編／第1部／第4章／第3節／第5 応急教育及び応急保育（114ページ）】参照

【第2編／第1部／第4章／第4節／第1 教育及び保育の再開（116ページ）】参照

### 第2節 学用品の調達及び支給

【第2編／第1部／第10章／第4節／第10 学用品の調達及び支給（210ページ）】参照

## 第14章 ごみ・し尿処理・災害廃棄物処理・障害物の除去

### 第1節 ごみ処理

【第2編／第1部／第10章／第3節／第6 ごみ処理（198ページ）】参照

### 第2節 し尿処理

【第2編／第1部／第10章／第3節／第5 し尿処理（197ページ）】参照

### 第3節 災害廃棄物処理

【第2編／第1部／第10章／第3節／第7 災害廃棄物処理（199ページ）】参照

### 第4節 障害物の除去

#### 第1 土石、竹木等の除去

【第2編／第1部／第10章／第3節／第8 土石、竹木等の除去（200ページ）】参照

#### 第2 道路関係障害物の除去

##### 1 区

道路上の障害物の状況を調査し、速やかに都建設局に報告する。  
各関係機関と相互に密接な連絡をとり協力し、区道上の障害物を除去する。

##### 2 都下水道局

道路上に設置されている雨水排水口等の能力を低下させるおそれがある障害物については、各道路管理者と密接な連絡を取り、協力する。

##### 3 警察署

交通確保の観点から、交通の妨害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡して復旧の促進を図るとともにこれに協力する。

## 第15章 災害救助法の適用

【第2編／第1部／第10章／第3節／第10 災害救助法の適用（201ページ）】参照

---

第3編 風水害対策／第2部 風水害応急・復旧対策計画  
第16章 激甚災害の指定

## 第16章 激甚災害の指定

【第2編／第1部／第10章／第3節／第11 激甚災害の指定（202ページ）】参照

---

第10章  
ボラン  
ティア等との連携

第11章  
ライフ  
ライン施設の

第12章  
公  
施設の  
復旧等  
の  
応急  
策

第13章  
応急  
教育  
及び  
応急  
保  
育

第14章  
ごみ・し尿  
処理・  
災害  
廃棄物  
の  
除去

第15章  
災  
害  
の  
適  
用  
救  
助  
法

第16章  
激  
甚  
災  
害  
の  
指  
定